

豊田市老人クラブ連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊田市老人クラブ連合会及び地区老人クラブ連合会に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動・事業を推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊田市老人クラブ連合会(以下「市老連」という。)
- (2) 地区老人クラブ連合会(以下「地区老連」という。)

(補助事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う事業で、補助対象者ごとに次に掲げるものとする。

- (1) 市老連の行う事業等
 - ・市老連の運営費
 - ・一般事業
- (2) 地区老連の行う事業
 - ・地区リーダー養成に関する事業
 - ・会員相互の健康づくりに関する事業
 - ・地域における環境美化活動及び環境研修に関する事業等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち以下のとおりとする。

- (1) 市老連に対する補助対象経費
 - 運営費、事業費
- (2) 地区老連に対する補助対象経費
 - 事業費

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表で定めた交付基準に基づき、毎年度予算の範囲内において定めるものとする。

(補助金交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度4月30日までに行わなければならない。

(交付の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

(交付の除外要件)

第8条の2 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 補助事業者の役員又は会員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその申請者団体の運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 補助事業者の役員又は会員が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会則を整備し、組織の構成および役員名を明確にしておくこと。
- (2) 補助事業にかかる書類及び帳簿類を整理し、補助金の使途を明らかにしておくこと。

(交付の方法及び精算)

第11条 補助金は、その金額を概算払いにより交付し、事業完了後に補助金の精算を行うものとする。

(検査)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業に関する資料の提出を求め又は検査を行うことができる。

(書類等の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しておくものとする。

(交付取り消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定通知書を交付した補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 第8条の2各号のいずれかに該当するとき

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金に関しては、同日後もその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金に関しては、同日後もその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金に関しては、同日後もその効力を有する。

別表

補助金名	交付基準
<p>1 市老連補助金（第4条第1号）</p>	<p>豊田市老人クラブ連合会の運営および事業に対する経費で次に掲げるもの。</p> <p>① 運営費</p> <p>補助対象経費 事務費、人件費</p> <p>補助限度額 会員数に90円を乗じた額以内</p> <p>補助率 80%</p> <p>②事業費</p> <p>補助対象事業 地区リーダー養成研修 活動紹介などの広報事業 生きがいと健康づくりに資する事業、催事 福祉の増進を目的とする事業 広域的課題に取り組む事業 世代交流事業 その他豊田市老人クラブ連合会として取り組むことが適当な事業</p> <p>補助対象経費 会場設営費、会場借上料、講師謝礼、消耗品費 印刷製本費、通信運搬費、 資材費、賞品（上位賞のみ）、バスの借上料</p> <p>補助限度額 2,500千円以内</p> <p>補助率 80%</p>
<p>2 地区老連事業補助金（第4条第2号）</p>	<p>地区老連事業</p> <p>補助対象事業 リーダー研修、環境に関する研修 健康に関する研修、活動紹介などの広報事業 会員の知識や経験を生かした文化的事業 会員の健康維持・増進を目的とするスポーツ事業 地域交流や文化伝承を目的とする事業 地域課題に取り組む事業 その他地区老連として取り組むことが適当な事業</p> <p>補助対象経費 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、教材費、賞品費（上位賞のみ）、 謝礼、借上料、資材費、交通費、会議用茶葉代、</p> <p>補助限度額 1地区280千円以内</p> <p>補助率 80%</p>